

保健福祉常任委員会

令和5年6月13日（火）

保 健 福 祉 常 任 委 員 会

定例会名 令和5年第2回定例会
招集日時 令和5年6月13日(火) 午前10時
招集場所 第3会議室

出席委員 7名

委 員 長	遠 藤 憲 子
副 委 員 長	出 澤 大
委 員	柳 井 哲 也
〃	須 藤 京 子
〃	藤 田 尚 美
〃	甲 斐 徳之助
〃	加 藤 政 之

欠席委員 なし

出席説明員

副 市 長	滝 本 昌 司
保健福祉部長	渡 辺 恭 子
保健福祉部次長兼 高齢福祉課長	宮 本 史 朗
保健福祉部次長兼 医療年金課長	石 野 尚 生

議会事務局出席者

書 記	安 藤 哲 也
書 記	飯 田 晴 男

令和5年第2回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

○ 保健福祉常任委員会

- | | |
|---------|--|
| 議案第 32号 | 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 33号 | 牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 意見書案第2号 | 薬剤耐性菌感染症の蔓延防止への取り組み体制の強化を求める意見書の提出について |
| 請願第 3号 | 介護保険制度の改善を求める請願書 |

午前9時58分開会

○遠藤委員長 おはようございます。

ただいまから保健福祉常任委員会を開会いたします。

さきの臨時会で委員長互選の結果、私、遠藤が委員長に就任いたしましたので、よろしく願います。この保健福祉常任委員会は市民生活に関わる内容を大変多く含んでおります。皆さんの活発な意見で充実の委員会としていきたいと思っております。よろしく願います。

副委員長には出澤委員が就任いたしましたので、御挨拶をお願いいたします。

○出澤副委員長 皆様、おはようございます。市民クラブの出澤大です。

私は副委員長を仰せつかりましたが、1年生議員ですので分からないことだらけですので、皆さんに教えていただきたいことがたくさんあります。また、副委員長としてではなく、障害を持つ当事者としての立場からも意見させていただければと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○遠藤委員長 次に、改選後初めての委員会ですので、新しい委員を御紹介いたします。柳井委員です。須藤委員です。藤田委員です。甲斐委員です。加藤委員です。

次に、執行部におかれましても、新年度の人事異動等もございましたので、説明員の方にも保健福祉部長から順に所属とお名前をお願いいたします。

○渡辺保健福祉部長 保健福祉部長の渡辺です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○宮本保健福祉部次長兼高齢福祉課長 保健福祉部次長兼高齢福祉課長の宮本でございます。よろしく願います。

○石野保健福祉部次長兼医療年金課長 保健福祉部次長兼医療年金課長の石野です。よろしく願います。

○遠藤委員長 ありがとうございます。

書記として安藤さん、飯田さんが出席しております。よろしくお願い申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、

議案第 32号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第 33号 牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について

意見書案第2号 薬剤耐性菌感染症の蔓延防止への取り組み体制の強化を求める意見書の提出について

請願第 3号 介護保険制度の改善を求める請願書

以上4件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第32号、牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第32号について、提案者の説明を求めます。保健福祉部次長兼医療年金課長。

○石野保健福祉部次長兼医療年金課長 医療年金課の石野です。よろしくお願い申し上げます。

議案第32号、牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。
地方税等の一部改正に伴う改正点でございます。

まず、改正点は賦課限度額と軽減判定基準の改正がございます。賦課限度額とは課税の上限額のことございまして、国民健康保険税の計算は、医療費を賄うための課税である基礎課税分と後期高齢者医療制度への拠出金を賄うための課税である後期高齢者支援金分、そして介護保険制度への拠出金を賄うための課税である介護保険納付金分の3つの区分で構成されております。そして、それぞれ区分ごとに賦課限度額が定められております。今回、改正の対象は後期高齢者支援金分の賦課限度額で、現行の20万円から2万円引き上げ22万円とするものです。基礎課税分、いわゆる医療費分の賦課限度額、現行65万円と介護納付金分の賦課限度額、現行17万円に変更はございませんので、賦課限度額の合計は現行の102万円から104万円となります。なお、この改正により影響を受けますのは、賦課限度額まで課税されていた高額所得者ございまして、低所得者層、中間所得層には影響はありません。

次に、軽減措置の判定基準の改正につきましては、軽減条件の緩和になります。国民健康保険税では、世帯の合計所得が一定額以下の場合には、均等割を7割引き、5割引き、または2割引きとなる軽減が受けられることとなります。この計算方式の詳細はちょっと複雑ですので割愛いたしますが、計算の中で用いる賦課被保険者数及び特定同一世帯所属者に乗じる金額というものがございすけれども、この金額が、5割軽減にあつては現行28万5,000円から29万円に、また、2割軽減にあつては現行の52万円から53万5,000円にそれぞれ引き上げられ、これが引き上げられることによりまして、軽減を受けられる対象世帯が増えることとなります。

改正点の最後は、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が減少した被保険者に対する国民健康保険税の減免措置の変更になります。減免対象となる国民健康保険税の範囲といたしまして、これまで納期限が令和5年3月31日までのものと定められておりましたが、令和4年度分の国民健康保険税であつて、令和4年度末に被保険者が資格を取得したことなどにより令和5年4月1日以降に納期限が到来するものについても減免として延長するものでございます。なお、減免により減収となった金額は全額国の財政負担により補填されることとなります。

説明は以上です。

○遠藤委員長 これより議案第32号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。須藤委員。

○須藤委員 それでは、数点質問させていただきます。

まず1点目、賦課限度額のほうですけれども、102万円が上限104万円に引き上げられたということで、御説明のとおり高額所得者が対象ということになると思うんですが、この層で影響を受ける方は何人で、どのくらいの増収が見込めるのかということについて、まず1点伺います。

それから、軽減の方なんですけれども、これも5割軽減、2割軽減のところの軽減の金額が引き上げられたということで、対象者が増えると思いますが、これも世帯ではどういうふうな状況、どのくらいを見込んでいますのか伺います。

それから、もう一つのコロナ関連の減免のほうですけれども、これなかなかちょっと理解する……、対象の方も理解が難しいんじゃないかなということで、3月31日までに納めた人は対象ではなくて、その年度のおしまいの頃に資格を取得した人に対しての、4年度分でこうした死亡または重篤な傷病を負った人が収入が3分の1以下になった場合とかという、これは、コロナが今保健所も掌握していない、ですから申請になると思うんですが、このことを理解できる市民の人というのはどのくらいいるのかなと思うと、これをどういうふうに、自分がその対象であるのかということをも市民の方はどういう方法で知ることができるのかなというのが一番の私の心配なことなんですけれども、その辺はどういう……。その頃に、本当にレアなケースだと思うんですよ、こういう方は。だけれども、たまたまそういうふうになったということだと、どういうふうにしてその方々に情報が届けられるのかなというのをお聞きしたいと思います。

以上、3点です。

○遠藤委員長 保健福祉部次長兼医療年金課長。

○石野保健福祉部次長兼医療年金課長 まず、賦課限度額引上げの影響でございますけれども、こちらは令和4年度、昨年度の本算定をベースに試算した、あくまで理論値になります。昨年度の本算定、現行20万円で賦課限度額を設定しておりますが、もしそれが22万円だったと仮定した場合のシミュレーションになります。後期高齢者支援分で20万円が賦課限度額であったときに、その賦課限度額まで課税されていた超過世帯数は257世帯ございます。この257世帯がもし賦課限度額20万円が22万円だったと仮定した場合に、それでも22万円の賦課限度額いっぱいまで課税される世帯は222世帯、35世帯減になります。この引上げにより影響がある増収、税の増額分ですが、約475万円と試算しております。

次に、判定基準の引上げによる影響でございますけれども、こちらも令和4年度のシミュレーションで仮定の数字になりますけれども、5割軽減を受けていた世帯数は現行1,280世帯、こちらが判定基準引上げによりまして対象となるシミュレーションでは1,309世帯と、29世帯の増。それから2割軽減にあつては、令和4年度の実際の世帯数、軽減を受けた世帯が1,397世帯、こちらが軽減判定基準の引上げによって1,478世帯に、81世帯増加する仮定になります。この世帯、軽減判定基準の引上げにより軽減を受けられる世帯の増による影響金額は約177万円の国保税の減ということになります。

最後に、コロナ減免の対象なんですけれども、そもそもこのコロナ減免の対象自体は、もう3年前から行っていてそれは変わりません。今回、3年度末がなぜこの4月1日以降まで延びたかといいますと、例えば他市でコロナ減免を既に受けている対象の方が3月中に牛久市に転入してきたような場合、3月末に牛久市では計算を回して、その方の最後の課税は4月末に納めてくださいという形で納付書が渡されるので、それで対象外とされるのはちょっとおかしいでしょうということで、4月以降の納期限であっても令和4年度の保険税であれば対象にしましょうというのが今回の改正なんですけれども、この対象自体は、転入の手続きをして、計算するときそこで初めて申請する方というのはもういなくて、既に他市で受けていた方が引っ越してきた場合というのに限られております。実はこれ、牛久市では対象1名というのは確定しておりますので、

その方に直接お知らせしております。

○遠藤委員長 須藤委員。

○須藤委員 ありがとうございます。コロナ減免、これどういう状況なんだと私も不思議だったんですけども、今の説明で理解をいたしました。

それで、減額のほうのことなんですが、一人一人の世帯数の……、計算の中で世帯数の人数が関わってくるというか、どう説明したらいいんだろう、世帯の人数が多いと結局控除の対象となる金額が膨らんでくるんですけども、適用を受けるそれぞれの世帯でいうと、人数として1人世帯より2人世帯のほうがかような減免を受けるところが多いのか、3人世帯のところが多いのか、こういうのは牛久市としては分かるのでしょうか。これが分かったからといって私もどうできるわけではないんですけども、やっぱり世帯の人数が多い人のほうがこうした減免を受けているということになっているのかどうか、ちょっとその辺を、もし分かったら結構ですので、お答えいただけたらありがたいんですが。分からなければ、世帯人数のほうのそういう集計をしていなければ、もうそれはそれまでの話だと思えますので、傾向として、1人より2人、2人より3人の世帯のほうがかような対象になり得る可能性が高いのかどうか、ちょっとその辺を私としては確認したいというだけなので、もしお分かりになったらということをお願いしたいと思います。

○遠藤委員長 保健福祉部次長兼医療年金課長。

○石野保健福祉部次長兼医療年金課長 結論から申し上げますと、分かりません。ただ、それは、私どものほうで傾向を分析しておりませんので、もしかしたら分析をしたらば、そういった傾向が出てくるかもしれませんけれども、基本的に計算方式、例えば7割軽減を受ける方であれば、本人がまず43万円控除します。残り、給与所得者の数、国保税は世帯課税になりますので、1人世帯は1人だけですが、3人家族は3人それぞれ計算して、それが一緒くたになって世帯主1人に課税されるものですが、その給与所得者の数、家族の中で給与をもらっている人が何人いるか、そのもらっている人の人数マイナス1掛ける10万円という計算になっていまして、これは恐らく人数が多いからというよりも、やはり影響するのはそのお一人お一人の所得がどれぐらい、高い所得の人がいるのか、低い所得の人ばかりなのかというところで影響の金額はなるというふうに想像はできます。

○遠藤委員長 以上で議案第32号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第33号、牛久市介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。議案第33号について、提案者の説明を求めます。保健福祉部次長兼高齢福祉課長。

○宮本保健福祉部次長兼高齢福祉課長 高齢福祉課宮本です。よろしくお願いたします。

議案第33号、牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

改正の内容を一言で申し上げますと、保険料の減免についてでございます。介護保険料は前年の所得に応じて課されますが、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、前年所得により算定された保険料では納付することが困難な第1号被保険者につきましては、一定の要件の下でその介護保険料を減免する措置がございました。これは国がその減免分を財政的に援助す

るという前提でなされたものでありましたが、その援助が令和4年度まででしたので、市としてもそれを踏まえまして令和5年3月31日での措置は一旦終了しております。したがって、現在の規定では、令和4年度の保険料であっても、その納期が令和5年4月1日以降になってしまうケースは当然対象とはなりません。しかしながら、国からそのようなケースも財政支援の対象にするという趣旨の通知がございました。具体例といたしましては、令和5年3月に牛久市へ転入してきたですとか、あるいは65歳に到達したことなどによりまして、令和4年度分として発生した保険料の納期が令和5年4月1日以降となるようなケースですが、この通知を踏まえまして、市としても各部で改めて遡って減免の対象としようとするのが今回の改正となります。

以上でございます。

○**遠藤委員長** これより議案第33号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。須藤委員。

○**須藤委員** それでは、これも先ほどと同じようなことになると思うんですが、そうするとこの対象となる方も市としては把握されているというようなことになるのか、その点だけ確認させていただきたいと思います。

○**遠藤委員長** 保健福祉部次長兼高齢福祉課長。

○**宮本保健福祉部次長兼高齢福祉課長** 先ほど具体例ということで申しましたけれども、まず形式的にそういった方が150名ないし200名ぐらいいるということで確認はしております。ただ、その方全てが当然減収になったというわけではございませんので、この改正が議会のほうで可決いただけた場合には、今申し上げた具体例の方に個別に案内をお送りする予定でおります。対象になるということであれば、申請してくださいといった趣旨の通知をお送りする予定でございます。対象者が限定されますことから、広報紙ですとかホームページ等での周知広報は現在考えておりません。

○**遠藤委員長** 須藤委員。

○**須藤委員** ただいまの答弁で理解いたしました。

ただ、条例改正ができたとして、それで個別に通知しているからそのことという。これはただ、牛久市はそういうことをきちんとやっているんだというのは、どこのどういう形で市民にお知らせするというよりは、いろいろ調べてみると、きちんとこういうふうな対応をしていますということをホームページなんかでやっている市町村があるわけです。そういう中で、牛久市は個別対応したから載せないよというのは、一方でいうと実地でやっているからいいんだということだけではない気がするんですね、周知という意味は。牛久市はそういうことも、国のもちろん改正ですけれども、ちゃんと対応していますよというのは、どういう形かでもやっぱり市民の人にお伝えしていくべきものではないかなと思うんですが、その点はどうなのかをちょっとお尋ねしたいと思います。

○**遠藤委員長** 保健福祉部次長兼高齢福祉課長。

○**宮本保健福祉部次長兼高齢福祉課長** 先ほどのお答えでは、実際の対象の方にお知らせをして、実務面といいますか実技の部分で対応できればいいのかなという考えではおったんですけれども、

今の委員の御質問等を踏まえまして、ホームページの掲載も併せて行ってまいりたいと思います。
以上でございます。

○遠藤委員長 須藤委員。

○須藤委員 それでお願いしたいので、その際、対象者にはもちろんこういう形でやっておりますというようなことも含めてやると、市民の方は自分が対象ではないというふうには思っているもどろなんだという方もいらっしゃると思うので、その点も含めて掲載していただけたらなど。これは要望ですので結構です。

○遠藤委員長 以上で執行部提出議案に対する質疑及び意見を終結いたします。

続いて、討論を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○遠藤委員長 なければ以上で討論を終結いたします。

これより付託されました案件につきまして順次採決をいたします。

採決は挙手により行います。

まず、議案第32号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○遠藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決をされました。

次に、議案第33号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○遠藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

ここで執行部の方は退席されても結構です。

次に、意見書案第2号、薬剤耐性菌感染症の蔓延防止への取り組み体制の強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

これより意見書案第2号に対する意見を行います。意見のある方は御発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○遠藤委員長 以上で意見書案第2号に対する意見を終結いたします。

続いて、討論を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○遠藤委員長 以上で討論を終結いたします。

これより意見書案第2号につきまして採決いたします。

採決は挙手により行います。

まず、意見書案第2号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○遠藤委員長 挙手全員であります。よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、請願第3号、介護保険制度の改善を求める請願書を議題といたします。

これより請願3号に対する意見を行います。意見のある方は御発言願います。須藤委員。

○須藤委員 介護保険の改定というのは、牛久市でも来年の4月に向けて今9期の改定を行っているところで、まず国のほうがどういう方針を示すかで牛久市の状況も変わってくるということになっています。そして、今言われているのは、この請願の中にもありますように、介護保険費用の増大に伴って軽度者の介護保険の利用状況を狭めるとかなくすとかという話も伺っています。それから、何よりも介護従事者を増やすという、これがきちんとできていなければ、サービスがあっても利用できないという状況を生まれさせます。牛久市の中でもそうした状況が散見されます。これをどうしていくのかというのは、一地方自治体とかそんなところではできず、介護保険制度の全体の中で考えていくべきものと私は考えております。

そうした点、そうでなければ、私が一般質問でもさせていただいたように、大きな社会福祉法人というような格好を持っているところでも、在宅訪問などの福祉サービスが、人がいないからサービス提供できないというようなことを生み出していると。そういうようなことを含めて介護保険料、でもそれは私たちの暮らしに直結する、介護保険料にも大きな影響を与えていくことから、国の責任というのは大きいというふうに思うことから、こうした、今ちょうど検討中の、国会でも検討しているところですので、ぜひこうした意見を地方から上げていくということも必要ではないかなと思っているところでございます。

以上、意見です。

○遠藤委員長 出澤副委員長。

○出澤副委員長 私は、要介護1、2のサービスを削減というところに非常に危機感を感じております。私は2015年に脳出血の後遺症で要介護1という認定をされました。半年間の入院後に退院した後、デイサービスに2か所、週に6日間通いました。最初は僕は一生車椅子だろうと言われていたんですけども、要介護1と認定されたことによって、週に6日間フルに、僕は午前中だけでしたけれども、半日のリハビリを週に6日間、懸命に行いました。そのおかげで、僕はこのような議員という活動もできています。これは、不幸にもそういった環境になってしまった人をもう一度社会復帰させるという意味からも、また、新たに働いてもらって納税をしてもらうといった観点からも、このサービスの削減というのはあってはならないことで、これはやっぱり国にとっても地方にとっても必ず必要なことだと僕は思っています。必ず僕のように、僕はまれなケースかもしれませんが、要介護1であっても要介護2であっても要支援であっても、サービスを逆に充実させるぐらいじゃないと僕は駄目だと思っています。ただ、須藤委員がおっしゃっていたように財源の問題というのがあるので、それは国の指針を見ながら牛久市でも対応すべきだと思いますが、サービスの削減というのはこれは反対したいと思っていますので、皆さんちょっとそれを御承知おきいただければと思います。

以上です。

○遠藤委員長 以上で請願第3号についての意見を終結いたします。

続いて、討論を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○遠藤委員長 以上で討論を終結いたします。

これより請願第3号につきまして採決いたします。

採決は挙手により行います。

まず、請願第3号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○遠藤委員長 可否同数であります。よって、委員会条例第17条の規定により委員長が本案に対して裁決いたします。委員長は可と裁決いたします。よって、請願第3号は採択することに決定いたしました。

以上をもちまして本委員会に付託されました案件審査は全て終了いたしました。お疲れさまでした。

午前10時30分休憩

午前10時31分開議

○遠藤委員長 再開いたします。

次に、付託案件以外の所管事項について御意見がある方は御発言願います。須藤委員。

○須藤委員 ただいまもこの請願がございましたが、介護保険、牛久市は意見の中でも申し述べましたように今9期の改定作業中です。ですので、審議するというよりは、随時介護保険運営協議会が開かれて、様々な資料提供とかそういうのが行われると思うんですが、そうしたことが私たちの委員会にもやっていただけるような、介護運協とは別に、そうした随時説明になるよう求めたらやっていただけるようなことをひとつお願いをしたいなと思います。

つきましては、今期の9期改定の中では包括支援センターの役割がますます重要となってきます。これは、施設介護ではなく在宅で介護者を支える、そうした要となるのが包括支援センターで、こうしたところがどういうふうな実際に仕事をしているのかということも視察できたらと思っておりますので、それをお願いをしたいというのと、あともう1点。茨城県ではヤングケアラー、ケアラーの方を支援するというでケアラー条例ができており、そして支援の推進計画も立てられているんですが、こうした広がりには県だけではなくて、牛久市でもこうした問題を一生懸命活動しているNPOさんがいらっしゃることでありますので、そうしたNPOさんなんかは市町村でもこうした条例をつくってほしいというような御希望もございます。介護保険でそういう制度を使われている方はいいんですけども、いろいろなことで福祉サービス使えずに介護しているケアラーの方は大勢いらっしゃると思いますので、その辺の状況を、実態を踏まえつつ、県のケアラー条例等も勉強しながら牛久市のケアラー条例ができるような、そうした取組ができないかなということで皆さんにちょっと御提案を申し上げます。

以上、2点提案させていただきます。

○遠藤委員長 今、須藤委員のほうから、第9期の介護保険の改定に向けまして、介護保険の運協とかの資料提供を当委員会にもしてほしい、説明も含めまして。これは介護保険と関係するんですか、包括のほうの。

○須藤委員 それは介護保険の中で。

○遠藤委員長 中で。分かりました。2点目がヤングケアラーの件ですね。この件について、当委員会としても学習を含めてそういうものを勉強していきたいという内容でよろしいですね。そのような須藤委員から御意見ございました。

お諮りいたします。

今の2点の調査事項につきまして、本委員会の閉会中の所管事務調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○遠藤委員長 御異議なしと認めます。よって、今の2点の項目を調査事項として本委員会の閉会中の所管事務調査とすることに決し、議長宛てに閉会中の所管事務調査の申出をいたします。

お諮りいたします。

委員長報告書の作成は委員長一任ということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○遠藤委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長報告書の作成は委員長一任と決定いたしました。

これをもちまして保健福祉常任委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時40分閉会